

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

国民皆歯科検診

歯周病が糖尿病や心臓病などのリスクを高めることが指摘されており、歯の健康が他の病気予防に繋がることから、政府は生涯を通じた歯科検診の取組みを検討する。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

6/ 6(月) 赤口 芒種
7(火) 先勝
8(水) 友引
9(木) 先負 日本陸上選手権大会(～12日)
10(金) 仏滅 時の記念日、源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
11(土) 大安 入梅
12(日) 赤口

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
5/30(月)	27,369 △587	127.35 ▼0.22
31(火)	27,280 ▼89	127.75 ▼0.40
6/ 1(水)	27,458 △178	129.39 ▼1.64
2(木)	27,414 ▼44	129.88 ▼0.49
3(金)	27,762 △348	129.88 ± 0

役員に対する給与(定期同額)の取扱い

法人の役員に対する給与は一定の制限があり、損金に算入するためには定期同額給与や、事前確定届出給与などに該当する必要があります。

◆ 定期同額給与を改定する場合は

定期同額給与とは、支給時期が1ヵ月以下の一定期間毎で、その事業年度中の支給額が同額であるものをいいます。支給額を改定するには原則、事業年度開始から3ヵ月以内に行う必要があります。通常は決算後の定時株主総会により支給額を改定します。

利益調整目的や一時的な資金繰りなどで事業年度中に役員給与の支給額を改定した場合は、定期同額に該当しなくなるため、損金不算入となる金額が生じることになります。ただし、経営状況の著しい悪化などで支給額を減額せざるを得ない事情(業績悪化改定事由)がある場合は、事業年度中の改定でも損金算入が認められます。

また、職制上の地位の変更や職務内容の重大な変更などのやむを得ない事情(臨時改定事由)により改定する場合も損金算入が認められます。

◆ 役員として扱われる「みなし役員」とは

このように給与の損金算入が制限される税法上の役員には、取締役や監査役などの会社法等で規定された役員だけではなく、以下の①又は②のいずれかに該当する方も「みなし役員」として役員と同様の扱いになります。

- ①法人の使用人以外で、経営に従事している方(例えば、取締役ではない会長や顧問など)
- ②同族会社の使用人のうち、一定の持株割合を満たしており、経営に従事している方(例えば、社長の親族が使用人として勤務している場合など)

■この記事の詳細は、情報BOX201521

原油価格・物価高騰等による中小支援

原油価格・物価高騰等の影響を受ける中小企業等に対して主に以下のような対策が実施されます。

◎政府系金融機関……*原油・原材料価格高騰等の影響を受けている事業者に対するセーフティネット貸付の金利引下げ、*新型コロナウイルス感染症特別貸付等の申込期限を本年9月末まで延長。

◎事業再構築補助金……*原油価格高騰等の影響で本年1月以降のいずれかの月の売上高が10%以上減少した事業者に加算措置(第6回公募から)、*「原油価格・物価高騰等緊急対策枠」を創設し、最大4千万円まで支援(第7回公募から)。

◎雇用調整助成金の特例措置等……現行の措置内容を本年9月末まで延長。

キャッシュレス決済比率が30%超に

政府は、令和7年までにクレジットカードやQRコード決済などのキャッシュレス決済の比率を40%程度まで上昇させることを目指しています。

経産省が公表・算出した令和3年におけるキャッシュレス決済比率(キャッシュレス決済での支払額/民間最終消費支出)は、前年と比べ2.8ポイント上昇して32.5%となりました。

なお、その内訳はクレジットカード27.7%、電子マネー2.0%、コード決済1.8%、デビットカード0.92%でした。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

役員給与（定期同額）の取扱いと税法上の役員範囲

法人が役員に対して支給する給与の額のうち、「定期同額給与」、「事前確定届出給与※」、「業績連動給与※」のいずれにも該当しないものの額は損金の額に算入されません。ただし、いずれかに該当するものであっても、不相当に高額な部分の金額は、損金の額に算入されません。

※事前確定届出給与とは、その役員の職務につき所定の時期に、確定した金銭や株式・新株予約権等を交付する旨の定めに基づいて支給される給与をいいます。

※業績連動給与とは、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の法人又はその法人との間に支配関係がある法人の業績を示す指標を基礎として算定される金銭や株式・新株予約権による給与等をいいます。

◆役員に対する定期同額給与の概要

定期同額給与とは次に掲げる給与です。

(1) その支給時期が1ヵ月以下の一定の期間ごとである給与（定期給与）で、その事業年度の各支給時期における支給額又は支給額から源泉税等の額※を控除した金額が同額であるもの。

※源泉税等の額とは、源泉徴収をされる所得税の額、特別徴収をされる地方税の額、定期給与の額から控除される社会保険料の額その他これらに類するものの額の合計額をいいます。

(2) 定期給与の額につき、次に掲げる改定がされた場合にその事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又はその事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額又は支給額から源泉税等の額を控除した金額が同額であるもの。

【通常改定】その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から原則3ヵ月を経過する日までにされた定期給与の額の改定。

【臨時改定事由】その事業年度において役員の職制上の地位の変更、職務内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情によりされたその役員に係る定期給与の改定。

【業績悪化改定事由】その事業年度においてその法人の経営状況が著しく悪化したことその他これに類する理由※によりされた定期給与の改定。

※例えば、*財務諸表の数値が相当程度悪化した場合、*経営状況の悪化に伴い、第三者である利害関係者（株主、債権者、取引先等）との関係上、減額せざるを得ない事情がある場合、*現状では売上などが悪化しているとは言えないものの、客観的な状況（主要な得意先が手形の不渡りを出した等）から今後著しく悪化することが避けられない場合などが該当します。なお、業績や財務状況の悪化が生じていたとしても、利益調整のみを目的として減額改定を行う場合は該当しません。

(3) 継続的に供与される経済的利益のうち、その供与される額が毎月おおむね一定であるもの。

◆法人税法上の役員範囲

役員とは次の者をいいます。

1. 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人

2. 上記1以外の者で次のいずれかに当たるもの

(1) 法人の使用人（職制上使用人としての地位のみを有する者に限る）以外の者で、その法人の経営に従事しているもの※

※例えば、*取締役又は理事となっていない総裁、会長、理事長、組合長等、*合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員、*人格のない社団等の代表者又は管理人、*法定役員ではないが、法人が定款等において役員として定めている者、*相談役、顧問などで、法人内における地位、職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められるものも含まれます。

(2) 同族会社の使用人（職制上使用人としての地位のみを有する者に限る）のうち、次に掲げるすべての要件を満たす者で、その法人の経営に従事しているもの

① その会社の株主グループ※を所有割合の大きいものから順に並べた場合に、その使用人が所有割合50%超の第一順位の株主グループ、又は第一順位と第二順位の所有割合を合計し50%超となる場合のこれらの株主グループ、あるいは第一順位から第三順位までの所有割合を合計し50%超となる場合のこれらの株主グループのいずれかの株主グループに属していること。

※株主グループとは、その会社の一の株主等及びその株主等と親族関係など特殊な関係のある個人や法人をいいます。

② その使用人の属する株主グループの所有割合が10%を超えていること。

③ その使用人（配偶者並びにこれらの者の所有割合が50%超である他の会社を含む）の所有割合が5%を超えていること。